

(新設)

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	45	担当課	建築住宅課
法令名	建築士法施行細則	根拠条項	第7条第2項	許認可等の内容	建築士免許証の書換え交付申請	
(登録事項の変更)						
第7条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。						
2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。						
3 知事は、第1項の届出があつた場合においては名簿を訂正し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する。						